

# 企業年金基金掛金一覧表

平成 28 年 10 月 から

西日本電気工事企業年金基金  
 大阪市北区曽根崎1丁目7番3号  
 TEL(06)6313-4931  
 FAX(06)6313-3360

単位:円

等級	標準報酬 (標準給与) 月額	報酬月額		標準掛金	事務費掛金	合計
		円以上	円未満	事業主	事業主	事業主
				16/1000	2.5/1000	18.5/1000
1	88,000	~	93,000	1,408	220	1,628
2	98,000	93,000	~ 101,000	1,568	245	1,813
3	104,000	101,000	~ 107,000	1,664	260	1,924
4	110,000	107,000	~ 114,000	1,760	275	2,035
5	118,000	114,000	~ 122,000	1,888	295	2,183
6	126,000	122,000	~ 130,000	2,016	315	2,331
7	134,000	130,000	~ 138,000	2,144	335	2,479
8	142,000	138,000	~ 146,000	2,272	355	2,627
9	150,000	146,000	~ 155,000	2,400	375	2,775
10	160,000	155,000	~ 165,000	2,560	400	2,960
11	170,000	165,000	~ 175,000	2,720	425	3,145
12	180,000	175,000	~ 185,000	2,880	450	3,330
13	190,000	185,000	~ 195,000	3,040	475	3,515
14	200,000	195,000	~ 210,000	3,200	500	3,700
15	220,000	210,000	~ 230,000	3,520	550	4,070
16	240,000	230,000	~ 250,000	3,840	600	4,440
17	260,000	250,000	~ 270,000	4,160	650	4,810
18	280,000	270,000	~ 290,000	4,480	700	5,180
19	300,000	290,000	~ 310,000	4,800	750	5,550
20	320,000	310,000	~ 330,000	5,120	800	5,920
21	340,000	330,000	~ 350,000	5,440	850	6,290
22	360,000	350,000	~ 370,000	5,760	900	6,660
23	380,000	370,000	~ 395,000	6,080	950	7,030
24	410,000	395,000	~ 425,000	6,560	1,025	7,585
25	440,000	425,000	~ 455,000	7,040	1,100	8,140
26	470,000	455,000	~ 485,000	7,520	1,175	8,695
27	500,000	485,000	~ 515,000	8,000	1,250	9,250
28	530,000	515,000	~ 545,000	8,480	1,325	9,805
29	560,000	545,000	~ 575,000	8,960	1,400	10,360
30	590,000	575,000	~ 605,000	9,440	1,475	10,915
31	620,000	605,000	~	9,920	1,550	11,470

## 1 資格取得時や給付の経過措置について

大阪府電気工事・全中国電気工事のいずれかの厚生年金基金より、解散時の自身の分配金を西日本電気工事企業年金基金に移行している者が経過措置の該当者となります。

なお、新制度発足後退職等で移行分の給付を既に受給した者の再加入は経過措置無しとなります。

経過措置適用の詳細は当基金までお問い合わせください。

○資格取得時の加入要件など（留意事項）

・新規加入者は満62歳未満の厚生年金保険被保険者が資格取得該当者

・再加入者で1の経過措置の有る者は満65歳までの厚生年金保険被保険者が資格取得該当者

○資格喪失について（留意事項）

・満65歳時や退職等により厚生年金保険被保険者で無くなったとき。また、当基金の実施事業所以外に転勤した場合など。

## 2 各種給付の支給要件（経過措置の 有り・無し）

給付の内容		脱退一時金	脱退一時金 又は 老齢給付金(年金)	脱退一時金 (一時金の一部受取り可) 又は(一部受取り残を) 老齢給付金(年金)
通算加入期間	経過措置有り	1ヶ月以上～3年未満	3年以上～10年未満	10年以上
新制度のみの 加入期間	経過措置無し	3年以上～10年未満 (3年未満は給付なし)	10年以上	

○遺族給付金について

・加入者(受給権者)が死亡時に本来受ける給付を遺族の方が一時金として受給。

・請求できる遺族の範囲は、死亡当時生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・兄弟姉妹など。